

第6章 環境を良くするために、 市民・事業者・市による 協働を推進する(協働)

第1節 環境学習の推進

1. 概要

私たちは環境の中で生き、その恵みを受けながら経済的、社会的、文化的な活動を営んでいます。他方、こうした活動から発生する環境負荷の積み重ねが様々な環境問題を引き起こしています。

身近な生活環境から地球環境まで、良好な環境を守り、未来に引き継いでいくためには、私たち自身が、家庭や地域、職場、市民活動の中で、環境の保全及び創造に取り組んでいかなければなりません。

本市では、市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、自発的な環境活動への参加を促すため、環境学習を実施するとともに環境学習の活性化のため、教材づくりや地域で活動するリーダーの育成などの体制の整備に取り組んでいます。

2. 環境学習の実施

人間と環境とのかかわりに関することや社会の営みが生み出す環境負荷について学習することで、環境問題への理解を促進します。

また、環境学習では単に知識の習得や理解で終わらず、学んだことを自らの行動へとつなげることを目指しています。そのため、身近な生活への活用方法を見出したり、地域の環境をより良くしようとする態度を養おうとしたりする学習の機会を提供していきます。

(1) 学校での環境学習

市内の学校では、各教科や総合的な学習の時間で、地域の自然や特性等を生かした環境学習に取り組んでいます。

また、学校教育活動の中で、児童生徒の環境意識を向上させ、実践力を身につけさせることを目的に、学校版環境ISO認定事業が実施され、市内の全55校が認定を受けています。

① クールアース・いちかわ

地球環境の大切さを再確認し、省エネ等の取り組みを推進するため、市域全体で取り組む「クールアース・いちかわ」について、市内公共施設においてポスターの掲示を行い、取り組みを促しています。

② 「未来ノート」による出前授業

地球温暖化問題の理解を深め、その対策として「自分たちに何が出来るのか」という気付きを促すため、環境学習プログラム「未来ノート」を活用し、小学4年生を対象に、出前授業を行っています。

令和3年度は、2つの小学校6クラスを対象に授業を実施しました。

(2) 市民への環境学習

資料 6-1-1 (P. 175~176)

多様な世代の市民に、環境学習に親んでもらうために、取り上げるテーマや開催日などに工夫して、環境学習の機会を提供しています。

また、次世代を担う子どもが環境学習を始めるきっかけとなるよう、自然の中で遊んだり、体験する場を提供するとともに、自由に学びたいテーマに取り組むことへのサポートを行っています。

① 自然環境講座

子どもから大人まで幅広い世代が市川市内の自然環境へ関心を持つきっかけを提供し、自然環境保全の担い手となる市民を養成する講座として、「自然環境講座」を開催しています。この講座では実際に現地の自然環境を訪ね、身近な自然から生物多様性について考えられるようなプログラムを用意しております。

② いちかわこども環境クラブ

いちかわこども環境クラブには、地域で環境学習や実践的な活動を行っている子どもたちを中心としたグループが加入しており、市では、その活動を支援するため、環境情報や環境学習の場を提供しています。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止し、環境情報の提供を行いました。



令和元年度緑地見学



令和元年度梨狩り体験

③ 体験学習事業（農業・稲作体験）

農業・稲作体験事業は、通称「米っ人くらぶ」と呼ばれ、市民に親しまれている事業です。自然や人とふれあい、勤労と収穫の喜びを体験し、暮らしと環境との関わりについて学ぶことにより、心豊かな子どもたちを育てることを目的として、市内在住・在学の小学生とその家族を対象に行っています。

農業体験では、季節の野菜を中心に、種まきから収穫まで一連の農作業が体験でき、稲作体験では、田植えから稲刈りまで稲作に関する様々な作業を体験できるのが特徴です。

また「昆虫教室」などを開催し、子どもたちが田んぼやその周辺の水源に生息する植物や昆虫などに触れながら、その生態について学ぶ機会を設けています。

4月からおよそ半年間、月2回程度の活動を行い、秋には収穫感謝祭を盛大に開催し、皆で収穫の喜びを分かち合っています(令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から収穫感謝祭は中止としました)。



田植えのようす



稲刈りのようす

3. 環境学習推進体制の整備

市民一人ひとりが自ら学び、体験する機会を提供し、環境と自己との関わりについての理解を深めるなかで、環境に配慮した行動に結びつけていくことを目的とした講座や副教材の作成や配布を行っています。

(1) 大学との包括協定

資料6-1-2 (P.177)

市と大学の双方が持つ資産を相互に活用して、地域への貢献や双方の発展に資することを目的として平成21年に千葉商科大学及び和洋女子大学と包括協定を締結しました。

環境の分野においては、環境審議会及び廃棄物減量等推進審議会委員、インターンシップの受入、市民や学生を対象とした環境に関する講座などを行うこととしています。

(2) 副教材の作成

小学生用の副教材として循環型社会への理解を深めるため、本市の取り組みや、日々の生活で心掛けることなどをわかりやすくまとめた「ごみ探偵団が行く！」を市内公立・私立の小学4年生全員を対象に配布しています。

(3) 学校での食品ロス学習

食品ロスを減らす取り組みについて、市では3010運動、フードドライブ等、広く啓発を行っていますが、小学生から食品ロス問題について考えてもらうため、環境学習に食品ロスの項目を入れています。また、10月の食品ロス削減月間に合わせ、市内小学校へ、校内放送用の楽曲「たいせつに食べてね！！」のCDを配布し、放送の依頼をしました。

第2節 環境活動への参加の促進

1. 概要

良好な環境を守り、未来に引き継いでいくためには、自ら環境について学ぶとともに環境活動の輪を拡げ、市民、事業者、市などあらゆる主体がそれぞれの役割を担いながら、協働による環境活動の推進を図ることが重要となっています。

本市では、市民や事業者への環境情報の提供のほか、環境に配慮した活動の促進のため、多くの機会を通じて啓発活動を行うとともに活動団体への支援等を行っています。また、各活動団体の交流や連携の促進に努めています。

2. 環境情報の提供

市民や事業者に広く環境情報を提供するため、「市川市環境白書」の発行、Webサイトの活用を図っています。

「市川市環境白書」は、環境基本計画に基づく施策や事業の進捗状況等、並びに環境に関するデータを紹介するもので、市民や事業者等が環境問題に取り組む際の基礎資料として活用されています。

Webサイトでは、環境に関する施策の進捗状況や市内の環境の現状、各種行事・イベント等について、最新の情報を提供しています。

3. 環境に配慮した活動の促進

近年、環境問題への対応は、市民・事業者・市がそれぞれの立場において、環境に配慮した活動に取り組むことが求められています。

(1) 市川市環境活動推進員による地球温暖化対策の推進、生活排水対策の啓発

市川市環境活動推進員は、市民に対し、エコライフ（環境にやさしい生活）への取り組みを促すため、日常生活における省エネ対策や、家庭でできる生活排水対策の周知・啓発を行っています。

主に、保育園や小学校、公民館などで行われる地域のイベントを通じて、身近なことから実践できるエコライフについての啓発活動に取り組んでいます。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、環境活動推進員による活動は中止しました。

エコライフ推進員広報紙〈中央地区担当 第1号〉

ごみの出し方・分別 Q&A こんなときどうするの？

Q 油や汚れが付いているプラスチック製容器（トレー、カッパ、蓋など）は、どのようにして捨てたいですか？

A 油や汚れを不要な布や紙で拭き取ってからサッと水洗いし、「プラスチック製容器包装類」として出して下さい。汚れがひどい場合は、「燃やすごみ」として出して下さい。なお、チューブ類（歯磨き粉、マヨネーズ等）で中がすすぎきれない物は、中身を使い切った「プラスチック製容器包装類」として出して下さい。

Q 「雑がみ」ってどんなもので、どうやって出せばいいですか？

A 「雑がみ」は、紙箱（菓子やティッシュペーパーなど）、包装紙、紙袋、はがき、封筒、パンフレット、コピー用紙などです。出すときは、
①紙袋に入れるか、
②雑紙の袋に入れて束ねるか、
③雑がみだけで束ねて出してください。

Q これらどどニールを捨てるとき、どうしたらいいですか？

A 「燃やさないごみ」の指定袋に入れて収集日に出してください。

Q 近所の外国人がごみの出し方に困っています。正しいごみの出し方を伝えるにはどうすればいいですか？

A 市川市では、ごみの出し方・分け方リーフレットを7か言語用意しています。市公式Webサイトからダウンロードできますので、ご利用ください。

Q ところで市川市のごみ最終処分場、どこにあるのですか？

A 市川市内には最終処分場がないため、焼却炉などは、隣の市の市川野田、山形県などに運んで埋め立てています。そのため、ごみを分別し、焼却炉の埋め立て量を減らしていきたいですね。

Q 一人用のアルミ製の鍋は、「燃やさないごみ」として捨てる以外に何か再利用できないでしょうか？

A 「燃やさないごみ」として収集後、クリーンセンターで処理され資源として再利用されます。


※手にとって読んでくださっている皆様、ありがとうございます。
私たちは市川市エコライフ推進員です。市川市と協力し、エコライフの普及啓発活動を行っています。新型コロナウイルスが流行する前は、保育園、学校、地域の祭りにも出張させていた活動が、今年度はその活動が難しいため、広報紙を作成することにしました。地球にやさしい生活について、より深く関心を持っていただけたら幸いです。
エコライフ推進員に関する問い合わせ先▶ 市川市生活環境課 TEL 047-712-6306 FAX 047-712-6308

エコライフ推進員広報紙〈南地区担当 第1号〉

ホッキョクグマを助けよう！！

ホッキョクグマの数が減っています

カナダ北極圏で主食のアザラシを漁って北に600kmも過酷な旅を続けるホッキョクグマ母子のテレビ番組を見ました。母親は、生まれたばかりの子熊2頭を様々な危険から守りながら、食糧となるアザラシを求めて北へ移動します。1日に80km歩くことができる大人のホッキョクグマと違って、子熊は、10km歩きの小動物です。一生の8割を氷の上で過ごすホッキョクグマの生存が、地球温暖化の影響により、脅かされています。北極圏の氷が年々減少し、歩いて渡るはずの氷が溶け、泳いで移動することが増えているのです。子熊は長距離を泳ぐことが出来ません。100kmをノンストップで泳げる大人のホッキョクグマでも、上陸できる氷が溶けなければ、溺れて死んでしまいます。アザラシの生息する北の海に到着できず、数が減っているのです。このままでは2100年には絶滅の危険があると推定されています。



STOP 地球温暖化！
今私たちにできることは、燃料や電力の消費を抑え、二酸化炭素の排出量を減らすこと

日頃の行動チェック

<p><input checked="" type="checkbox"/> 電気</p> <p><input type="checkbox"/> 見ているテレビ、だれもいない部屋の電気は消す。</p> <p><input type="checkbox"/> エアコンを使う時は、設定温度に気をつける。</p> <p><input type="checkbox"/> 冷蔵庫、開けたらすぐ閉める。用がなければ開けない。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> ガス</p> <p><input type="checkbox"/> シャワーを流しっぱなしにしない。</p> <p><input type="checkbox"/> お風呂は続けて入るようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> お風呂を出る時は、浴槽にはみたをする</p>
---	---

COOL CHOICE

これらは今すぐに取り組めることです。
一人一人で行える小さな省エネの取り組みも、地球温暖化の防止に役立ちます。

※家のため、いそごうを。
手にとって読んでくださっている皆様、ありがとうございます。私たちは市川市エコライフ推進員です。市川市と協力し、エコライフの普及啓発活動を行っています。新型コロナウイルスが流行する前は、学校や地域のお祭りにお邪魔させていただき活動してきましたが、その活動が難しいため、広報紙を作成することにしました。地球にやさしい生活について、皆様が少しでも考えていただけたら幸いです。
エコライフ推進員に関する問い合わせ先▶ 市川市生活環境課 TEL 047-712-6306 FAX 047-712-6308

環境活動推進員作成の広報紙

(2) 環境の保全に関する協定

資料6-2-1 (P.178)

環境問題に対する事業者の対応は、自主管理活動の重要性が認識され、事業者自らが目標を設定し、環境への負荷の低減を継続的に実施するようになってきています。特に、温室効果ガスの排出抑制、廃棄物の減量及び資源化、並びに省資源対策が推進されています。

環境の保全に関する協定は、理念や手続きを示した環境保全協定と、温室効果ガスの排出抑制やグリーン購入の促進等の具体的な取り組みを示した細目協定からなっており、令和3年度末現在、58事業所と市が協定を締結しています。

(3) 工場・事業場の緑化

工場・事業場の環境保全対策の1つとして、本市では市川市環境保全条例等で工場等緑化制度を定め、事業者に対して緑地に関する指導を行っています。また、緑化及び緑地の保全に関して積極的な事業者については、市川市と緑化協定を締結し敷地内の緑化に取り組んでいます。

■緑化状況

(令和4年3月31日現在)

三者協定	市条例等 (三者協定対象 事業場を除く)	二者協定	対象工場敷地面積	緑地面積	緑化率
70件	744件	12件	7,413,258㎡	975,989㎡	13.2%

(注)・三者協定: 県・市・事業者の三者締結(敷地面積 10,000㎡以上)

・市条例: 敷地面積 500㎡以上の工場又は事業場

・二者協定: 市・事業者の二者締結

(4) 公害防止管理者制度

事業者自らが公害防止に取り組んでいくため、一定規模の特定工場においては、公害防止統括者や公害防止管理者等からなる組織を整備して公害防止に取り組むことが、「特定工場における公害防止組織に関する法律」に基づき義務付けられています。主な業務としては、公害発生施設で使用する燃料または原材料の検査、公害発生施設及び管理施設の維持管理並びにばい煙量の測定等の公害防止に関する技術的事項の管理とされています。

■公害防止管理者届出状況（千葉県扱いの工場を除く）

(令和4年3月31日現在)

業種	項目 対象 特定工場	公害 防止 統括者	公害防止管理者					
			水質関係				騒音 関係	振動 関係
			第一種	第二種	第三種	第四種		
鉄鋼業	2	2	0	0	0	0	2	0
非鉄金属	2	2	0	0	0	0	2	1
金属製品	4	4	0	1	0	0	2	2
計	8	8	0	1	0	0	6	3

(5) グリーン購入の取組

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境への負荷がより小さいものを購入するとともに、環境問題に積極的に取り組んでいる事業者から製品等を購入するなど、消費活動を通じて企業や事業者の環境への配慮活動を支援していくものです。

本市におけるグリーン購入の取り組みは、平成13年10月にグリーン購入に関する指針と平成13年度調達方針を策定したことに始まり、現在まで計画的に推進しています。

令和3年度は、22分類 282品目を調達推進品目と定め、調達する全ての商品をグリーン購入適合品とすることを目指し取り組みました。

調達推進品目22分類中、購入実績のあった19分類のうち「照明」が69.7%、「災害備蓄用品」が53.8%となっておりますが、16分類が90%を超える高い調達率となっており、そのうちの5分類が100%を達成し、平均調達率99.3%と、概ね目標を達成しました。

■分類別調達率年度比較

単位：%

分類番号	分類名	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
1	紙類	99.7	99.8	99.3	99.4	99.5	99.3
2	文具類	99.7	99.3	99.6	99.6	98.4	99.3
3	オフィス家具等	99.8	99.8	99.7	99.8	99.5	99.7
4	画像機器等	99.9	99.9	99.6	99.2	95.3	97.5
5	電子計算機等	100.0	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
6	オフィス機器等	99.7	99.9	99.7	99.6	98.4	99.8
7	移動電話等	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	100.0	実績なし
8	家電製品	100.0	97.6	100.0	100.0	94.1	100.0
9	エアコンディショナー等	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
10	温水器等	100.0	100.0	100.0	実績なし	実績なし	実績なし
11	照明	55.8	64.7	27.3	98.8	91.0	69.7
12	自動車等	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
13	消火器	100.0	99.8	100.0	100.0	100.0	100.0
14	制服・作業服等	100.0	99.6	16.5	52.3	49.6	95.3
15	インテリア・寝装寝具	100.0	100.0	99.5	100.0	98.8	94.0
16	作業手袋	98.8	96.4	90.4	96.0	86.0	85.2
17	その他繊維製品	100.0	84.0	100.0	99.7	98.8	99.5
18	設備	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし
19	災害備蓄用品	100.0	100.0	100.0	100.0	87.7	53.8
20	公共工事	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0
21	役務	97.8	100.0	98.9	99.4	95.5	97.3
22	ごみ袋等					98.2	95.5
平均調達率		99.9	99.8	99.3	99.4	99.5	99.3

4. 協働による環境活動の推進

市民・事業者・行政が環境問題について協働で取り組む社会の実現を目指し、環境活動団体への支援を行うとともに、各種団体の交流や連携を図るため、さまざまな取り組みを行っています。

(1) いちかわ環境フェア

環境に配慮したライフスタイルを広く市民に啓発するため、毎年、いちかわ環境フェアを開催しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「いちかわ環境フェア」の開催は中止となりましたが、代替イベントとして市役所第1庁舎ファンクションルーム内にて、環境省の啓発ツールを用いてVRシアターによる体験、パネルやクイズ等の展示会を開催しました。

(2) 市民が活動できる場の提供

現在の環境問題は、私たちの生活と密接に関わりをもっていることから、市民、事業者、行政などの様々な主体が、それぞれの役割を担うことが必要となっています。

本市では、都市河川の汚濁を招く生活排水、ごみの減量・資源化、地球人としての行動が求められる地球温暖化対策などの各課題に対し、市民目線での啓発を行うため、環境活動推進員、じゅんかんパートナーの各制度を推進しています。

(3) 環境活動団体支援事業

資料 6-2-2 (P. 179)

市民の自発的な環境保全活動を推進するため、環境活動団体の日頃の取り組みについての発表の場の提供など、さまざまな支援を行っています。

令和3年度は、1月～2月実施の「エコギャラリー」において活動報告の場を提供しました。また、団体主催の事業について、いちかわこども環境クラブへ情報提供を行い、事業への参加を促しました。